

#### 4 考察

ここでは、これまでに述べた調査結果を踏まえ、発見、調査・診断、支援に関して、過去2回の調査結果とも比較し、変化のあったことや明らかとなったこと等について考察した。

##### (1) 発見

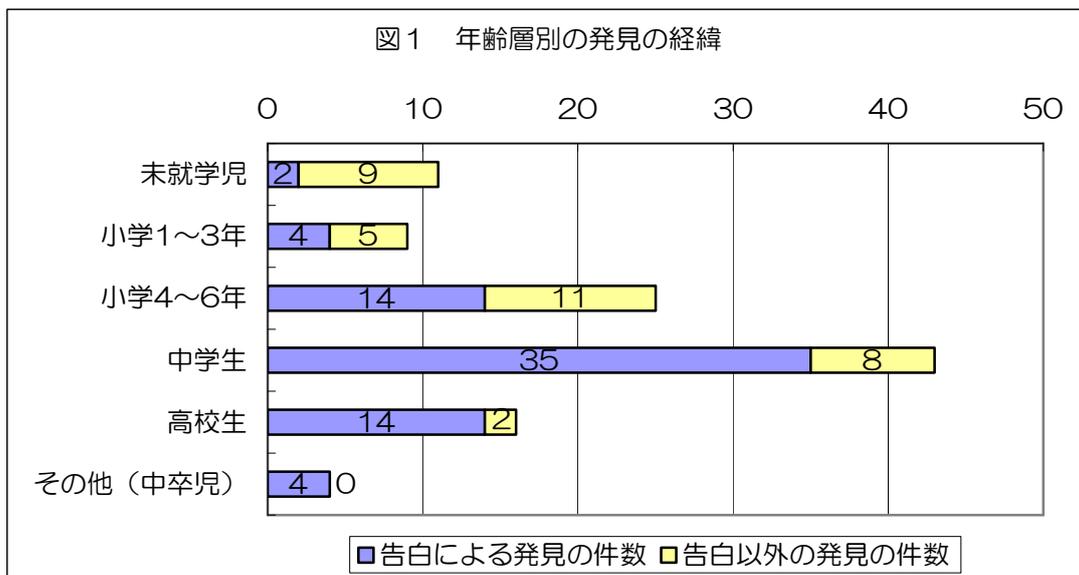
###### ア 発見の鍵は子どもの告白（P.11,12参照）

過去2回と同様に今回の調査でも発見の経緯の多くは、子どもからの告白であった。子どもが告白しない限り、性的虐待を発見することが非常に困難であることが改めて明らかとなった。

性的虐待の発見後、子どもに関わる関係機関（延べ146機関）に調査したところ34の機関（23%）はその家庭に対して特段心配を感じていなかった。子どもの不適応行動や家庭環境の問題を把握していた機関は62機関（42%）あったが、子どもの年齢不相応の性的言動から、性的虐待を疑い、調査、モニターをした機関はわずか2機関であった。多くの機関は子どもからの告白がない限り、その背景に性的虐待があることには気付かなかった。同様に児童相談所が他の種別で継続的に関わっていた事例でも、子どもが告白するまで性的虐待に気付かないものがあった。

###### イ 年齢層別の子どもの告白率（P.2,6参照）

上記の通り、子どもの告白が発見の鍵となるが、低年齢の子どもは告白によって発見される割合が低く、周囲が気付くことで偶発的に発見されることが多い。図1は年齢層別の発見の経緯を示したものだが、これによると、年齢が上がるに連れて告白する割合が高くなっている。中高生になると8割以上の子どもが告白をしているが、未就学児は2割弱、小学生であっても5割程度しか告白していない。今回の調査では受理時年齢は中学生年齢に集中しているが、初発年齢のピークは8歳～13歳で、小学生年齢で始まる事例も多く、小学生のうち被害がより潜在化しやすいことが明らかとなった。未就学児や小学生は、①性的虐待との自覚が乏しい、②親から嫌われたくないという気持ちが強い、③言葉で訴える力が未熟である等の理由から、告白しにくいことが考えられる。加えて、周囲もまさかこの年齢の子に性的虐待等ありえないと思込み、小さなサインを見逃しやすいのではないかとと思われる。



ウ 子どもへの告白を阻むもの・介入を阻むもの（P.5,9,27,28参照）

虐待者から支配的な発言（秘密の強要）をされている事例は明確に確認できたものだけでも36%あった。「言ったら殺すと脅す」、「子どもが誰かに話そうとすると暴力を振るう」、「小遣いを与えて従わせる」等、虐待者が何らかの手段で子どもに口止めをしているのである。虐待者からの支配的な発言が子どもを無力にさせ、性的虐待に順応せざるを得ない状況を作り、開示（告白）が遅れてしまうことは、性的虐待順応症候群（※）の特徴として示されている通りである。

このようなハードルを乗り越えて、子どもがようやく告白できたにもかかわらず、すぐには公的機関につながらなかった事例が34%もあった。この場合の告白相手で最も多いのは実母であった。

虐待者からのコントロールが働いていれば、話すことへのためらいも大きく、ほのめかし程度の開示になってしまう可能性は高い。ほのめかしであったとして、非虐待者がしっかりと受け止めることができれば問題はない。しかし受理当初の非虐待者の態度をみると、虐待の事実を全て信じてあげることができないものが13件、矮小化したものが4件、否認する虐待者に同調したり依存したものが24件、子どもを責めたものが9件あり、母親として適切な行動をとることの難しさを示す結果となった。

虐待者のコントロールが子どもの訴える力を弱め、否認傾向の強い非虐待者は十分に受け止めることができず、外部に相談せずに家庭内だけで収めようとしてしまう、そしてそのことによって、子どもはあきらめの気持ちや無力感を強め、被害は継続するといった悪循環が生じてしまうことが考えられる。

今回把握できた事例は、幸いなことにその後、児童相談所につながる事ができたものである。この中にはあきらめずに再度被害の告白をした子どももいる。しかし、その一方

で、相談することをあきらめ、児童相談所が把握することもなく、虐待が潜在化している事例もあるわけであり、そのような子ども達をいかに救うかという課題が相変わらず残されている。

※ 性的虐待順応症候群…性的虐待を受けた子どもの正常反応として見られる反応行動。①性的虐待の事実を秘密にしようとする、②自分は無力で状況を変えられないと思っている、③脅しに負けて自分から性的虐待を受け入れる形で順応する、④ずっと後になってからの確信に乏しい開示、⑤性的虐待の開示後の撤回等の特徴を持つ（Roland C.Summit 1983）。

## エ 通告・相談の割合

過去2回の調査と比較すると、調査対象となった虐待相談件数は、初回（平成12年度～平成14年度）は36件、2回目（平成15年度～平成17年度）は80件、3回目（平成18年度～平成20年度）は108件であり徐々に増加している。しかし、虐待件数そのものが増加しており、虐待種別の中での性的虐待の比率は概ね1～2%で、大きな変化はない。

これまでに述べたとおり、性的虐待事例においては、子どもの告白がないと外部からは気付かれにくいこと、虐待者の支配的発言（秘密の強要）や非虐待者の受け止めの弱さ等により子どもの訴えが妨げられること等から、発見、介入が遅れるという課題がある。虐待種別の中での性的虐待の比率に大きな変化はないが、実際にはもっと多くの被害が潜在化していることが考えられる。

## （2）調査

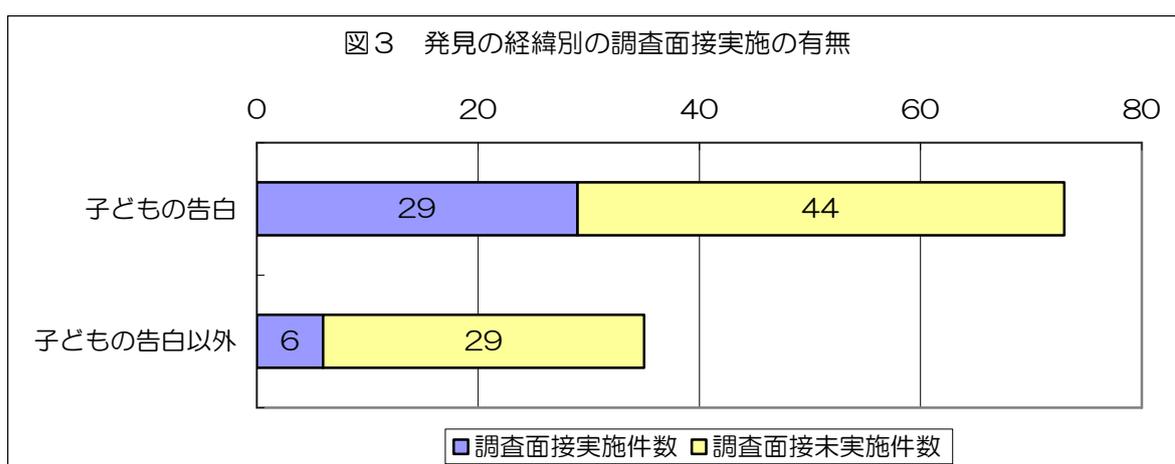
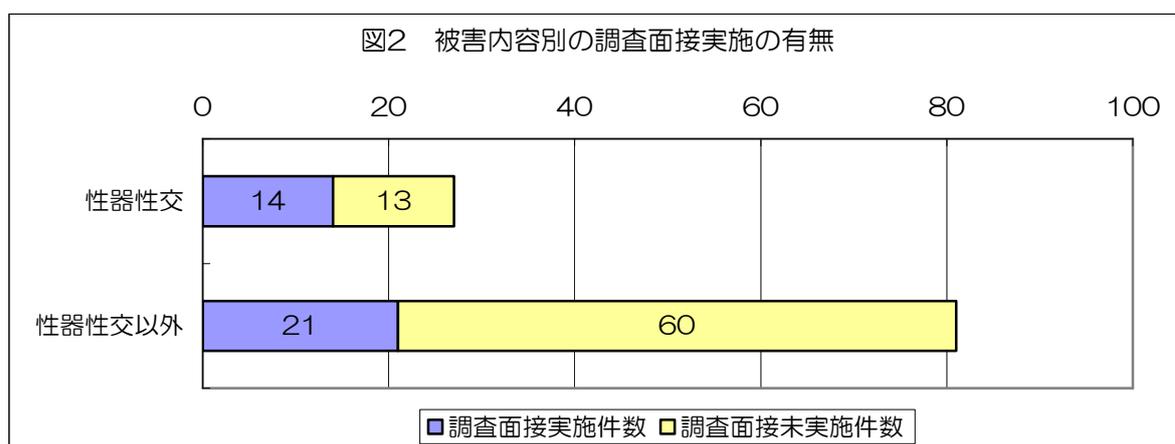
### ア 調査面接の活用（P.19参照）

神奈川県では平成18年度より、中央児童相談所虐待対策支援課を中心に、組織的に「調査面接」を実施している。調査面接実施の決定は、各児童相談所が行い、虐待対策支援課に依頼する流れとなっている。今回の調査対象108件においては、35件（32%）の事例に調査面接を実施した。

どのような事例に多く活用されたか、いくつかの項目で調査したところ、以下のような結果となった。図2は被害内容別の調査面接の実施の有無であるが、これによると、性器性交に至った事例では調査面接を14件（52%）に実施しており、性器性交以外の事例、21件（26%）の2倍であった。また、発見の経緯別（図3）に比較すると、子どもの告白による事例では、29件（40%）が調査面接を実施しているが、告白以外の事例では6件（17%）のみの実施にとどまっていた。子どもからの告白があり、被害内容がより重篤な事例で多く活用される傾向が明らかとなった。

今回の調査対象期間は、各児童相談所に調査面接を広く紹介し活用してもらい、実績を積み重ねてきた3年間であった。年を重ねるにつれ、この手法が徐々に性的虐待の対応の

一部として浸透してきた実感を得ており、さらに活用の範囲を広げることが望まれる。例えば、子どもからの告白がない疑いレベルの通告では、被害の実態を把握しにくく、介入の決め手を欠くことがある。このような事例には、アメリカで行われている疑いレベルの事例への調査方法（RIFCR※）等を活用し、被害確認ができれば調査面接に進む等の手続きが有効と思われる。

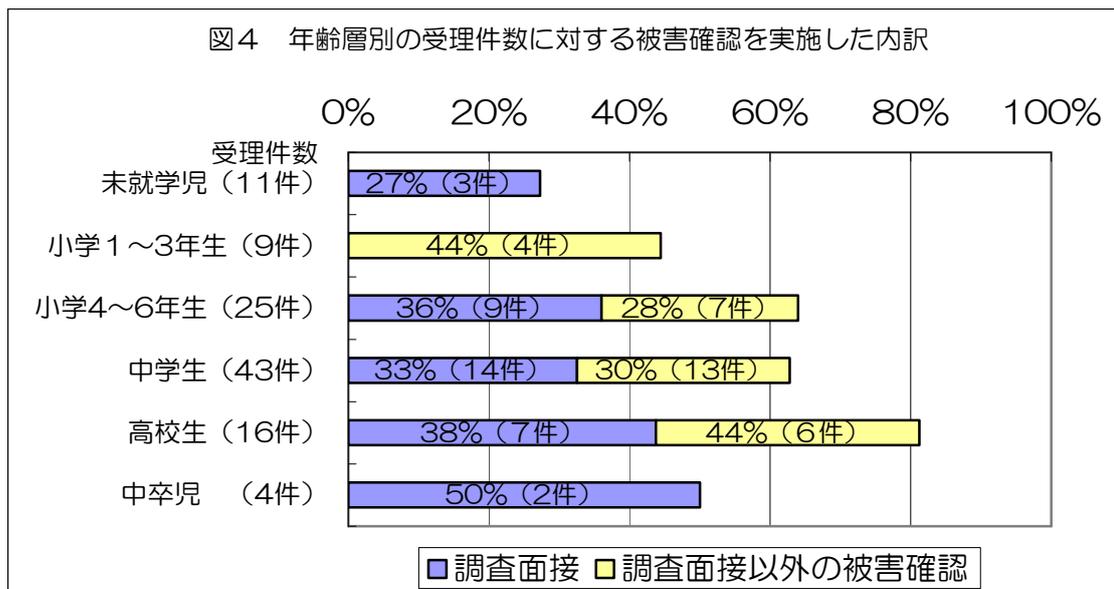


※ 疑いレベルの事例への調査方法(RIFCR)…米国ミネソタ州ミネアポリスのコーナーハウス（多機関連携児童虐待評価及び研修センター）で開発され、地域の関係機関で活用されている面接手順。虐待の有無がはっきりしない時に、基本的な情報を得ることを目的として行う。

#### イ 年齢層別の被害確認状況（P.19参照）

調査面接だけでなく、各児童相談所が何らかの形で子どもに被害確認をしたものを合わせると、子どもに被害確認を行った事例は、65件（60％）に及び、40％台であった過去2回の調査よりも増加した。調査面接の導入により、被害確認の具体的なスキルを得たこと、またその理解が深まったことが影響していると思われる。

図4は年齢層別の被害確認の実施状況を示したものであるが、これによると、年齢が上がるにつれ被害確認を行う割合が増えている。低年齢の子どもへの被害確認が少ないのは、コミュニケーション能力の未熟さや被暗示性の高さ（※）等の子どもの特性から、被害確認が困難なためと考えられる。このような事情もあってか、前回の調査では未就学児への被害確認は8%に留まっていた。しかし今回の調査では、調査面接の手法を用いて、27%の事例に被害確認を実施することができた。



※ 被暗示性の高さ…米国での実証的な研究結果によると、幼い年齢の子どもは暗示を受けやすく、誘導的な質問により記憶の歪曲が起きやすいとされている。

#### ウ 被害の告白と撤回について (P.19参照)

被害確認をした65件のうち被害の告白があったものは56件（86%）であった。調査面接を行った事例では35件中31件（89%）が調査面接以外の面接を行った事例では30件中25件（83%）が告白しており、どのような面接手法であれ1割程度の子どもは被害の告白をしていない。被害の告白にはプロセスがあり、「否認」、「ためらいがちな告白」、「積極的な告白」、「撤回」、「再肯定」の段階を行き来すると言われている。自ら告白した子どもは「積極的な告白」の段階にあると考えられるが、目撃や子どもの行動症状から疑いを持たれた事例については、子どもが「否認」や「ためらいがちな告白」の段階に留まっており、調査をしても告白しない可能性がある。1割程度の子どもが被害の告白をしないのは、被害事実がないというだけでなく、このような事情も影響していると考えられる。

また、今回の調査では、被害の撤回をしたものは1件のみであった。これは、虐待者も否認し、非虐待者も事実でないと言明し、子どものみが被害を訴えていた事例で、子ども

が関わりの中で、事実ではなかったと撤回したものである。告白のプロセスでは「撤回」が起こりうると言われているが、児童相談所が関与した事例においては、撤回はほとんどみられない。虐待が相談機関の知るところとなり、子どもの発言を信じ、安全を守る姿勢を貫いていくことで、撤回というプロセスは生じなくなるのではないか。

### (3) 性的虐待を受けた子どもの状態

#### ア 虐待に対する子どもの気持ち (P.9,23,24参照)

介入当初の子どもの気持ちを調査したところ、虐待行為に対して不安感や恐怖心をもつものが46件、虐待者との分離を希望するものが28件あった。性的虐待の蓋然性が高い場合、まずは、子どもが二度と被害にあわずに不安や恐怖を軽減できるよう、物理的な安全を確保することが優先される。

虐待者に対する気持ちは、拒否嫌悪や怒り、処罰感情といった、否定的な感情を示したものが61件と多いが、その一方で、好意や両価的な感情を示すものも31件確認された。好意や両価的な感情を持つ理由としては、虐待行為との自覚が乏しかったり、子どもをかわいがる延長線上に性的虐待があり、愛情と性的虐待が混同していること等が考えられる。虐待者への感情をどのように整理するかは子どもにとって大きな課題であり、児童相談所の支援においても大きな課題である。

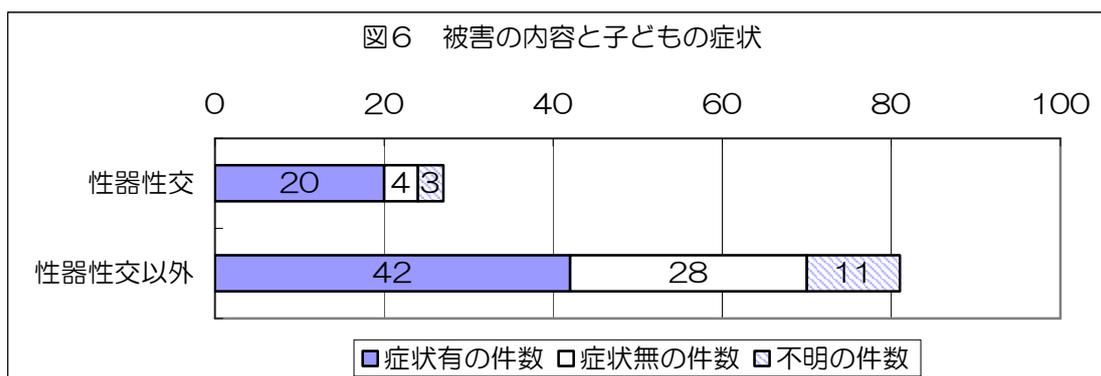
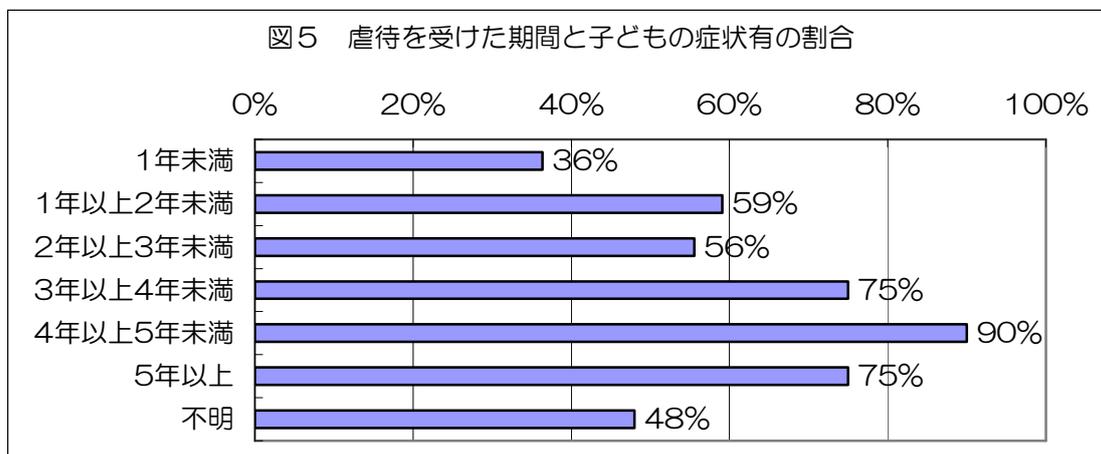
非虐待者に対しては、あきらめの気持ちを抱いている事例は全体の約1割を占めていた。非虐待者である母親に子どもが以前に告白していたものは22件もあったが、その後、話しても仕方ない、守ってもらえないと感じ、無力感を強めていったものと考えられる。中には、我慢してほしいと母親から言われている事例もあった。一方、自責的な気持ちを強めたり(5件)、非虐待者を気遣う(24件)反応も確認された。具体的には、夫婦関係の悪化や虐待者から非虐待者への暴力、家族の崩壊、離婚による経済的困窮、母親やきょうだいの生活へのしわ寄せ、母親の精神的負担等を心配しており、自己を犠牲にしている内容の記載が読み取れた。

#### イ 子どもの症状 (P.22参照)

性的虐待は生涯にわたり子どもに影響を与え続ける深刻な虐待と言われている。今回の調査でも、発見当初、62件(57%)の子どもに何らかの症状が見られることが確認された。症状の内容は多彩で、情緒的問題が最も多く、身体症状、性的問題、不登校、触法行為と続く。また複数の症状が表れている子どももいた。

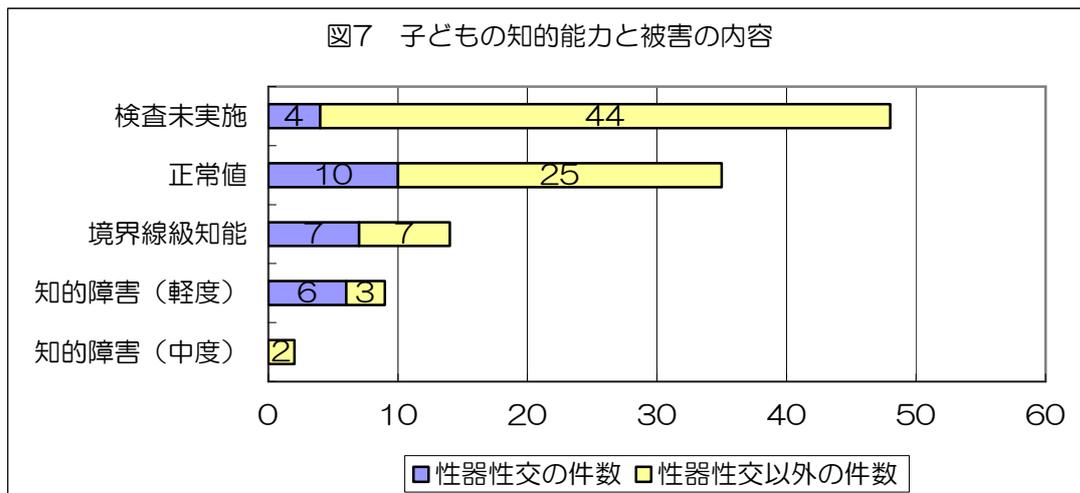
虐待内容と症状の関係は、図5、6の通りで、虐待期間が長いほど、症状を抱える子どもが増加する傾向が確認された。また、性器性交まで至った事例とそれ以外の事例を比べると、性器性交に至った事例の方が症状を抱える割合が高く、行為が侵襲的であればあるほど、その影響も当然大きくなる結果であった。

一度抱えた症状を軽減し、その後の人生を豊かなものとするには、多大なる支援や治療が必要となる。早期に虐待を発見し、安全、安心な生活を確保することができれば、子どもに与える影響も少なくなるだろう。この結果からも、早期発見、早期介入の重要性が再確認された。



#### ウ 知的障害の子どもについて (P.21参照)

知的障害の子どもは11人（10%）、境界線級の子どもは14人（13%）確認された。被害内容を比較すると図7の通りで、障害のある子どものほうが性器性交に至る割合が高く、被害がより重篤になる傾向が窺えた。知的障害の子どもは、虐待の理解が乏しかったり、被害を訴える力が弱かったりするため、虐待者による支配的な関係や秘密の強要が起きやすく、発見が遅れ被害が重篤になるのではないだろうか。



#### (4) 支援

##### ア 物理的安全の確保 (P.14参照)

今回の調査では、75件（69%）の事例が虐待者と分離している。分離の状況は様々あるが、パートナー関係のあった虐待者と非虐待者が別居離婚している事例は28件、親族が引き取ったものは9件あった。一方、施設や里親に措置・委託をした事例は15件で、公的保護よりも、母親や親族と暮らすことで子どもの安全を確保した事例の方が多かった。

調査により性的虐待の蓋然性が高い場合には、子どもを虐待者と分離し、安全を確保することが優先される。子どもの生活の場にはいくつかの選択肢があるが、非虐待者が虐待者と別れて母子での生活を始め、子どもを守る姿勢を貫くことが、子どもにとっては大きな支えとなると思われる。ただし、別居離婚は母親にとって大きな決断であり、今回別居離婚に至った28件の事例についても、容易にその決断ができたわけではない。母親が子どもを支えることができるように、児童相談所は介入当初から母親支援に力を注ぎ、母親の子どもを守る力を見立て、支援の方向性を見極めていくことが重要である。

##### イ 施設・里親への措置委託

措置委託事例、15件を全体の傾向と比較すると、非虐待者の態度・気持ちに差がみられた。全体の傾向としては、子を守る姿勢を示したものが最も多いが、措置委託事例の場合は、子を守る姿勢を示すもの（2件）より、子どもと虐待者間で気持ちが揺れるもの（4件）が上回った。また虐待者に依存的なものが2件、同調したものが2件あり、子どもを守る姿勢を貫けない様子が窺えた。

非虐待者である母親への支援を重ねても、母親が虐待者との関係を断ち切れず、子どもより虐待者を選んだ事例が15件中12件あり、子どもは家庭に戻れないという結果になっており、児童相談所の課題も感じられた。

一方、残りの3件は児童相談所の指導の中で、離婚、別居に至った事例であり、性的虐待の被害から子どもを守る環境は設定できたものの、母親自身の養育力が弱く母子での生活が困難なため、結果的に措置委託せざるを得ない事例であった。

措置委託となった事例の傾向は上記の2つに分かれたが、両傾向とも、非虐待者に関する課題が大きい。

#### ウ 児童相談所の支援期間（P.17参照）

児童相談所の支援期間をみると、半数以上の事例は1年未満に支援が終了している。子どもを虐待者から分離させ、物理的安全が確保されることで終結を迎える事例も多い。前回の調査でも同様の傾向が確認されており、母子側のニーズの消失等により支援期間が短いことは性的虐待事例の特徴であると言える。非虐待者や子どもが、忌まわしい過去から距離をおき、新たな生活を始めようとするれば、児童相談所の長期的支援は望まないことがデータから確認された。

この場合、懸念されるのは、性的虐待が生涯に渡って与える影響である。終結時に症状が無かったとしても楽観できないことは既に知られている通りである。後に症状が現れることがあり、先を見越した心理教育や情報提供が必要となる。

#### エ 子どもへの支援（P.20,22参照）

子どもに何らかの支援・面接を行った事例は82件（76%）あった。支援者は児童福祉司や児童心理司で、それぞれ複数回関わっているものが6～7割を占めている。中には、保健師や精神科医師、嘱託弁護士等が関わった事例もあった。

介入当初と終結時（継続事例は調査時）の子どもの症状の変化を見ると、「症状有」は62件から38件に減り、「症状無」は32件から45件に増えている。具体的症状については、すべての項目において減少が見られている。また気持ちや意向の変化としては、性的虐待に順応せざるを得ない状況から脱却し、不安感や恐怖心、あきらめの気持ちが軽減し、自己評価が回復していることが窺えた。子どもの安全を確保し、継続的な支援を行うことが、子どもの回復に何らかの効果をもたらしたと言えよう。

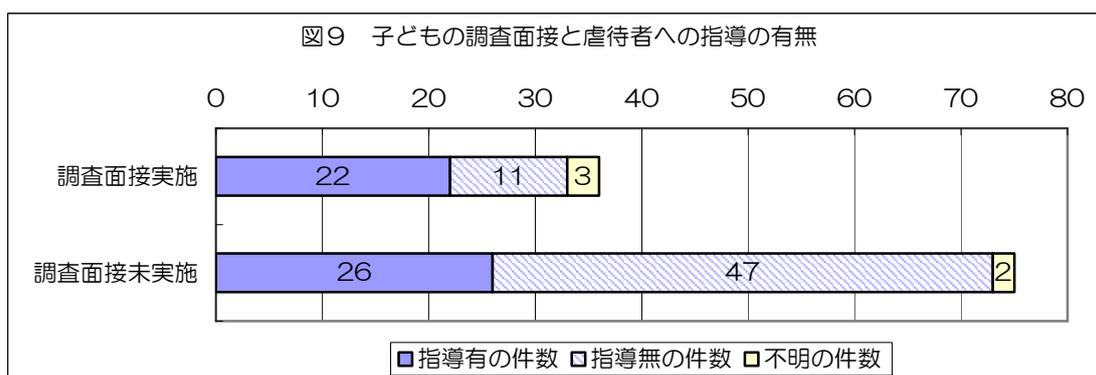
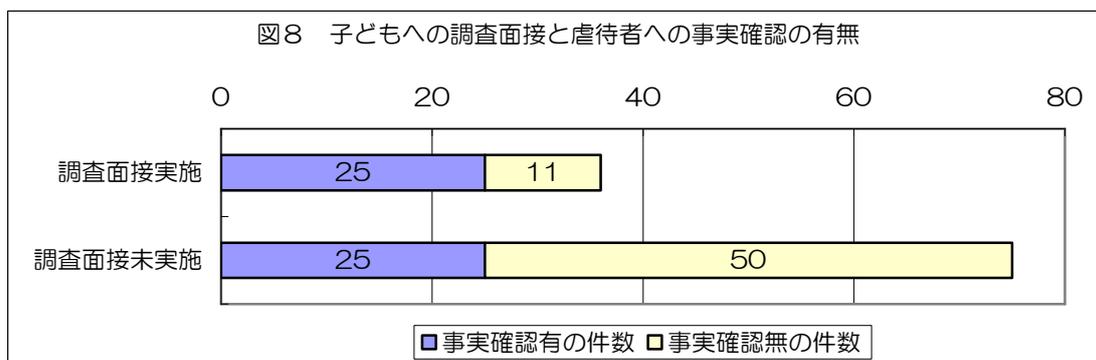
ただし、終結時もしくは今回の調査時に症状が残っていた事例も38件あり、性的虐待の影響の大きさを窺わせる結果でもあった。また一時的に症状が軽減したとしても、将来に渡って安心できるとは限らず、支援の充実を図る必要性が感じられる。

#### オ 虐待者への指導（P.25,26参照）

今回の調査では、50件（45%）の虐待者に事実確認の面接を行っている。面接者は担当の児童福祉司とスーパーバイザー等の上席者が複数で対応しているものが多かった。

虐待者への接触は多いとは言えないが、前回の調査（23%）に比べると増えている。前回の調査では、調査面接を組織的に導入していなかったこともあり、子どもへの被害確認

が十分できず、被害事実があいまいだったため、虐待者への事実確認に至らない事例が多かったのではないかとと思われる。図8、9によると、子どもへの調査面接を実施した事例のほうが、事実確認を行い虐待者へ直接指導している割合が高い。調査面接を行うことにより、被害事実が明確となり、虐待者に事実確認する際の後ろ盾となったり、指導の根拠として役立っていることが考えられる。



#### カ 非虐待者への支援 (P.27,28,29参照)

非虐待者への支援は87件(87%)の事例に行った。児童福祉司が複数回面接しているものが最も多かった。

介入当初の非虐待者の態度をみると子どもの発言を信じて、子どもを守ろうとする母親は3割程度確認された。これらの母親の中には早々に虐待者と別れることを決断したのもあった。

その一方で、子どもの話を信じなかったり、矮小化したりする母親もいた。また虐待者への依存やDV関係があり、虐待者と子どもの間で気持ちが揺れ動いてしまう態度も見受けられた。

依存やDV、否認傾向の強い母親には、手厚い支援が必要となる。支援後の虐待者、非虐待者関係の変化をみると、児童相談所の介入により、離婚、別居に至った事例が28件あり、依存的な関係は24件から10件に、DVは21件から6件に減少した。介入直後からの集中的な非虐待者(母親)への支援が態度の変容に大きな影響を与える結果が確認された。

## 5 考察を終えて

### (1) 早期発見に向けて

#### ア 子ども達に直接メッセージを伝える（P.7参照）

子どもの被害を最小限に食い止めるために、学校関係者などに性的虐待の研修を行い、小さなサインを見落とさないよう啓発を重ねることはもちろん大切である。しかし、発見の経緯の多くが、子どもの告白であることを考えると、周辺の大人への普及啓発だけでは、今以上に発見率を伸ばすことは難しいのではないだろうか。友人に相談する子どもも多いため、身近な大人や相談機関等に相談することを勧めるメッセージが、子ども達に直接伝わるような工夫が必要と思われる。

具体的な方策としては以下のようなことが考えられる。

- ☆ 低年齢の子どもであっても、被害を受けたらすぐに告白でき確実に相談につながるよう、教育現場等において今以上にCAP（※）を導入し、子どもが被害を訴える力を育てていく。
- ☆ 自分の体を大切にする、自分を守るという視点からの性教育を幼児期から行う。
- ☆ 家庭内の被害は告白しにくいことが想定されるため、子ども向けのリーフレットや児童相談所のホームページ等を活用し以下のようなメッセージを子どもに直接届ける。

- ・ 児童相談所はあなたと同じような相談（家族からの性的虐待の相談）をたくさん受けており、あなただけが特別ではない
- ・ 一緒に解決の道を探っていける
- ・ 一人で抱え込まないで相談することが大切
- ・ 信頼できる身近な人に相談してほしい
- ・ 相談しても解決しなかった過去があったとしてもあきらめないでほしい
- ・ 話せる相手がない時は児童相談所に直接相談してほしい

- ☆ リーフレットを配布するには、関係機関の協力が必要であり、性的虐待が現実起こりうるものとして社会に認知されるよう啓発活動を強化する。

さらに、前述した通りであるが、児童相談所が別の種別等で把握していた事例においても、子どもの告白が無かったことを理由に、性的虐待があることに気付かなかったものがあつた。今回の調査では重複の虐待は67%確認されており、身体的虐待やネグレクト

ト等、他の虐待種別で受理したケースについても、タッチサーベイ（※）等の調査手法を用いて、性的虐待のスクリーニングをしておく必要があると思われる。

※ CAP…1978年、米国のオハイオ州コロンバスのレイプ支援センターで開発され、日本では1985年に森田ゆり氏によって紹介されたプログラム。児童に対してはわかりやすい人権概念（安心、自信、自由）を教え、いじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力等様々な暴力への基本的対処方法をロールプレイで教える。また、親、教職員、地域の人々を対象に、暴力についての認識を深めるプログラム等もある。

※ タッチサーベイ…1980年代初め、米国で当時スクールカウンセラーだったJulie Kenniston and Erana Olfasonらが開発した調査方法。就学前の子ども達を対象とし潜在的な虐待の有無をスクリーニングする目的で開発された。

#### イ 学校の役割（P.8,9参照）

通告されるきっかけとなった告白相手は学校が最も多かった。学校は養護教諭を中心として性的虐待の発見の鍵となる機関である。しかし、子どもの告白を受けても、すぐに公的機関につながらなかった事例が37件（34%）確認されており、その際の告白相手には、学校も6件含まれていた。

この間、性的虐待に関する研修を実施してきたが、まだ十分と言える状況にはない。子どもの告白を無駄にしないよう、より一層啓発活動を行うことが必要である。学校等関係機関への研修では、基本的な知識はもちろんのこと、①性的虐待が潜在化しやすいこと、②周囲が思っている以上に性的虐待は起きていること、③性的虐待を疑うポイント（年齢不相応の性的言動やほのめかし程度の告白等）等を伝え、疑いを持った時の子どもへの聞き方について、実技を踏まえて学んでもらうことが効果的と思われる。

#### ウ 非虐待者への支援（P.8,9参照）

母親は子どもの身近な相談相手として重要な役割を担っている。今回の調査でも、通告されるきっかけとなった告白相手で2番目に多かったのは母親であった。しかし、子どもの告白後、すぐに公的機関につながらなかった事例の告白相手で、最も多かったのも母親であった。

非虐待者である母親の役割は大きく、その支援の重要性は、過去2回の調査でも示してきたとおりである。児童相談所につながった事例への支援はもちろんのこと、母親が子どもから相談を受けたときに、家庭外への相談を決断できるような働きかけも重要と思われる。具体的には、子どもへの働きかけ同様に、公的機関の相談窓口（特にDV相談の窓口）に非虐待者向けのリーフレットを置いたり、児童相談所のホームページに掲載する等の工夫が考えられる。

## エ 男児の事例について（P.2参照）

初回調査では確認されなかったが、前回の2回目調査より、男児の事例が数%確認されるようになった。女兒の場合はすべて男性からの被害であったが、男児の場合は、女性だけでなく、男性から被害を受けているものもあった。単に性被害というだけでなく、同性から被害を受けることで、性同一性の混乱が生じる等の苦悩も抱えてしまうことが考えられる。

また、いくつかの項目で、男女差を比較したところ、男児の事例数が少ないため、正確なことはいえないが、発見の経緯に差が見られることがわかった。女兒の場合は、100件中71件の事例が告白によって発見されているが、男児の場合は8件中2件のみであった。男児の場合、弱音を吐いたり、他者に相談したりするのは男らしくないといった、ジェンダーに関する偏った見方が影響し、女兒よりも告白しにくい状況があることが考えられる。前述したとおり発見の鍵は子どもの告白であることを考えると、単に男児の事例が少ないわけではなく、女兒以上に発見率が低いことの現れなのかもしれない。

## （2）調査面接の有効活用を

### ア 児童相談所の指導に活用する（P.19参照）

調査面接導入後、子どもへの被害の聞き取りの割合が40%台から60%に増えたことは考察で述べたとおりである。特に低年齢の子どもへの聞き取りは、誘導、暗示の危険が高く、慎重を極めるため、過去2回の調査時には実施が難しかった。

現在、神奈川県で取り入れている調査面接の手法（RATAC※）は、年齢別に手順が分かれており、低年齢の子どもにも活用でき実用性が高い。加害者側が幼い子どもの発言だから信憑性はないと否認したとしても、調査面接の手法で被害確認を行っていれば、誘導、暗示を排除した聞き方のため信頼性の高い結果であると、反論しやすくなるだろう。

調査面接を導入することにより、被害確認できる年齢層が広がり、より精度の高い聞き取りができるようになったものと思われる。加えて、調査結果が虐待者への指導の根拠として役立つのではないかと考えられる。

調査面接は司法手続きを想定した事例はもちろんのこと、児童相談所の指導にも幅広く活用していくことが望まれる。調査面接の有効性を広く周知していくことが今後の課題である。

※ 調査面接の手法（RATAC）…米国ミネソタ州ミネアポリスのコーナーハウス（多機関連携児童虐待評価及び研修センター）で実践している調査面接の手法。

#### イ 司法手続きの際に活用する（P.18参照）

今回の調査では、9件の事例が告訴され、3件の事例について県児童相談所が告発をした。子ども本人、家族が告訴をした事例のうち3件と、県児童相談所が告発した全ての事例において調査面接を実施した。そして、告発状や上申書に添付する形で、調査面接の逐語録とDVDを警察に提出した。加えて上申書には繰り返しの被害調査による子どもの負担を軽減するよう、調査面接の内容を出来る限り活用してほしい旨を記載した。このことにより、従来と比べ被害調査の負担がどれ程軽減したかは、今回の調査では明らかとなっていないが、今後も実績を積み重ね、その必要性を示していきたい。なお、虐待者が一部経過を否認したために、子どもが公判廷で証人調べを受けた事例が1件あった。

### （3）支援の課題

#### ア 子どもへの支援の充実を（P.17参照）

今回の調査では、介入当初と比べ、支援後に子どもの症状の軽減が確認されており、安全の確保や周囲の支援が一定の効果を上げたことは読み取れる。

しかし、支援が終了した66件の中には、症状がありながらも終了している事例が17件あった。これらの中には、別の機関に支援が引き継がれたものもあるが、子どもの相談ニーズの消失等により、他の支援機関にもつながらず、児童相談所の支援が終了しているものもあった。

さらに言えば、終了時に症状がなかったとしても予後は楽観できない。自己肯定感の回復や家族に対する気持ちの整理、母子関係の調整等、子どもが整理すべき多くの課題を抱えていることは想像に難くない。

この間、性的虐待事例に対する介入や調査のノウハウはある程度蓄積されてきたものの、子どもへの有効な支援の手法やシステムについては十分な検討がなされてこなかったように思われる。今回の調査では、心理教育や性教育、サインズオブセーフティアプローチ（※）を用いた母子合同面接等、新たな試みを実施した事例も数件確認された。症状が顕著な場合には医療等の専門機関に委ねるとしても、性的被害を受けた子どもに対して児童相談所が行うべきケアについては検討が必要と思われる。

※ サインズオブセーフティアプローチ…Andrew Turnell、Steve Edwardsにより、西オーストラリア州の児童保護の現場で開発。児童虐待事例で、子どもや家族とパートナーシップを築きながら、不適切な養育を改善することを目標としたケースマネジメントモデル。

#### イ 非虐待者への根気強い支援を

性的虐待が発覚した時に、子どもを守る姿勢を貫き、早々に虐待者と決別する母親がい

ることはすでに述べたとおりである。しかし、虐待行為を否認したり、虐待者に依存したりする母親も少なからずおり、このような母親の態度が、子どもの無力感やあきらめの気持ち、自責的な傾向を強めてしまうことは容易に推察される。これらの母親に対しては、子どもを支えることができるよう、母親自身を支える必要があり、各自治体の女性相談担当者等とも連携し、長期的で密度の濃い支援をすることが望まれる。

支援者が子どもの心情を察するあまり、非虐待者に許しがたい感情を持つこともありうるが、非虐待者は虐待の事実には衝撃を受け、受け止められる範囲をはるかに超えた事態に困惑しているのであろうと理解し、地道にサポートしていくことが望まれる。この間、神奈川県では、非虐待親向けの心理教育ガイドブック「親だからできること」(※)を作成し、いくつかの事例において活用している。今後も活用の幅を広げ、非虐待者の意見も取り入れながら改良していきたい。

※ 「親だからできること」…神奈川県で作成した非虐待親向けの心理教育ガイドブック。性的虐待が発覚し混乱している母親の揺れ動く気持ちに寄り添い、性的虐待の正確な情報等を伝え、母を勇気付けることを目的としている。

#### ウ 虐待者との再接触を避ける

虐待者と非虐待者が分離し、母子で生活を始めた場合、注意したいのは虐待者との再接触である。物理的安全が継続されなければ、子どもは恐怖心や不安が再燃し、安心感を持つことができなくなってしまう。今回の調査においても一旦は虐待者と分離したものの同居を再開してしまった事例があった。支援を終結した事例はモニターしきれず、事後の実態を把握仕切れない現実もある。特にDV関係においては、元の鞘に戻る危険性もある。

今回の調査では、一部の虐待者に対して、指導による面会通信の禁止、告発の警告等を行った。そして一部の非虐待者には性的虐待が子どもに与える影響について心理教育し、安全な環境を確保することの重要性を繰り返し伝えた。長期的なモニターや、虐待者及び非虐待者への指導、支援により、このような危険を防止することが望まれる。



- 1 弁護士になり、虐待に関わるようになって初めて、性的虐待の事例がこれほど多く存在することを知り、驚きました。

事例に関わって、性的虐待による被害が甚大であることをつくづく感じます。

性というプライベートな、自己の存在と大きく関わる事項を侵害される被害であること、多くが家族や身近な人から受ける被害であること、被害は繰り返され長期間に及ぶこと、被害者が、知識も、対処の方法も、被害感情を整理する術も持たない子どもであること、などが、他の犯罪にも増して、性的虐待による被害を深刻なものにする理由だと思えます。実父や養父が加害者であるということ。子どもにとって、それがどのようなことであるのか。想像を絶する苦しさであると思えます。

現在の生活が苦痛である時、子どもは、自信、他者に対する信頼や愛情、将来に対する希望を持つことなど、できないでしょう。

- 2 非虐待親がどのように対応するかは、性的虐待被害を受けた子どもにとって、非常に重要なことです。

しかし、実際には、性的虐待が明らかになることは、非虐待親にとっても、非常に苦痛であり、対応が困難なできごとであることを、実際の事例に関わってみて、実感しています。パートナーに対する心情的な問題のみならず、パートナーとの別離による経済的問題、他の子ども（きょうだい）への責任など、非虐待親が解決しなければならない問題は山積みです。適切な支援を得ずに取り組むことは不可能ではないでしょうか。最近では、児童相談所は、非虐待親への支援の一貫として弁護士との面談や弁護士を紹介するなどの対応をしており、私としては、有効に作用しているのではないかと、思っているところですが、一度、検証してみたいところです。弁護士の関与だけでなく、さまざまな機関による支援と連携が必要であることは言うまでもありません。

- 3 肝心の性的虐待の被害を受けた子どもに対する支援は、まだ十分にできているとは言えない状況ではないのか、と思っています。これは、性的虐待に限らず、性的被害やDV被害など、人格を侵害される被害を受けた人に関わる時、常に考えることなのですが、その人が、被害から回復し、自信を取り戻すための過程はさまざまです。その人なりのペース、タイミングで回復していくことができるよう、その過程によりそうが必要なのは、時間が必要であり、支援者にとっても、容易ではないことでもあります。実際にどれだけよりそえているのか、自戒を込めて、考えてしまいます。

この報告書によると、児相の関与が終結する理由で最も多いのが、「虐待者との分離」となっていますが、被害者の苦しみは、虐待者との分離後も続く、いやむしろ、虐待者との分離し、真に自分と向き合わなければならなくなった時から始まるのではないかと感じる人が多いです。虐待者との分離が完了した後も引き続き、心理的カウンセリングなどの援助を受けることができるようなシステムが必要ではないか、と思うところ

- 4 性的虐待事例に取り組むようになって、問題を解決するためには、種々の機関が連携すること、知識と技能を身につけることが重要であることを実感しています（神奈川県児童相談所が実施している調査面接はとても有効であると思います）、今後も、虐待問題に関わる諸機関の熱心な取り組みが続けられてゆくでしょうし、弁護士もその役割の一端を担ってゆくのだと思います。

